

エネルギー源転換補助金交付要綱実施要領

令和4年11月24日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、エネルギー源転換補助金交付要綱(令和7年6月27日環境局長決裁。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器の要件等)

第2条 既設の設備は、灯油を使用した石油給湯器、石油暖房機(煙突や給排気筒があるものに限る。)であること。なお、石油暖房機において温水ボイラーによる暖房方式は対象外とする。

2 寒冷地エアコンの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 寒冷地仕様のエアコンであること。JIS C 9612:2013 解説表に記載の寒冷地最低外気温度(-15°C 以下)でJIS B 8615-1:2013の運転性能要求事項を満たすこと。
- イ 通年エネルギー消費効率(APF)5.1以上
- ウ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- エ 未使用品であること(中古品は対象外とする)。
- オ 撤去する既設設備は新設設備の暖房効果がおよぶ空間的な繋がりを有すること。

(2) 補助対象費用(税抜き)

機器費、架台、化粧カバー、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用、撤去した機器等の処理費、取り付け工事等で発生した廃棄物処理費は対象外とする。

3 エコキュートの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア CO_2 を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器であること。
- イ 寒冷地年間給湯効率もしくは寒冷地年間給湯保温効率(熱回収なし)2.7以上
- ウ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- エ 未使用品であること(中古品は対象外とする)。

(2) 補助対象費用(税抜き)

室外ユニット、室内機、貯湯タンク、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用、撤去した機器等の処理費、取り付け工事等で発生した廃棄物処理費は対象外とする。

4 エコジョーズとコレモの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること。

- イ JIA 製品認証された製品であること。
- ウ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- エ 未使用品であること(中古品は対象外とする)。

(2) 補助対象費用(税抜き)

給湯暖房機、リモコン、ガスエンジンユニットリモコン、インバータ盤、マルチ切替器、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用、撤去した機器等の処理費、取付工事等で発生した廃棄物処理費は対象外とする。

(申込等の方法)

第3条 要綱第5条に定める申込方法は郵送のみとする。申込みは、別表1に定める期限内に指定場所へ郵送することとする(期限日までの必着とする)。

(募集期間及び決定書通知日)

第4条 要綱第9条に定める補助の申請募集期間、要綱第7条に定める決定書通知日は、別表1に定めるものとする。

(補助金交付申請兼完了届の提出期限)

第5条 要綱第12 条第2項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、機器取得日の翌日を起算日として、60 日を経過する日とする。なお、提出方法は郵送のみとし、提出期限日までの消印有効とする。

2 前項で起算した提出期限が令和8年 2 月 27日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、令和8年 2 月 27日を提出期限とする。

(モニター調査)

第6条 要綱第21 条第1号に規定するモニター調査は、補助金交付年度の翌年度から実施する。

2 要綱第21 条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

附 則

1 この要領は、令和4年 11 月 24 日から施行する。

附 則(令和5年8月3日一部改正)

1 この要領は、令和5年8月7日から施行する。

附 則(令和 7 年 月 日一部改正)

1 この要領は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表1

申請募集期間	決定書通知日
令和 7 年6月30日 ~ 令和 8 年 1 月 30 日	補助金申請受理決定書通知後